

豊かな森林や 清らかな川を未来へ



平成24年4月1日から清流の国ぎふ森林・環境税による
**緑豊かな清流の国ぎふづくりが
いよいよスタートします**

森林や川は、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保など、私たちの生活に欠かすことの出来ない大切な働きを持っています。しかしながら、適切に管理されていない森林や野生動物による農作物の被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっており、これらを放置すると私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

そこで県民の共通の財産である豊かな森林や清らかな川がもつ公益的機能を将来にわたり享受するため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく仕組みとして、「清流の国ぎふ森林・環境税」を創設することにしました。

県内に住所のある方や事務所・事業所などを有する法人の皆様のご理解とご協力をお願いします。



森林・環境税の使いみち



環境保全を目的とした
水源地域等の
森林整備など



広葉樹林の整備や
鳥獣害の防除など



希少野生生物の保護
外来生物の駆除
流域河川清掃など



教育施設の木造化
木製学習教材の導入
木質ボイラーの導入
など



県民参加の
環境保全活動や
子どもたちへの
環境教育の実施など



こんな効果があります

森林や川には、私たちの生活をより快適で安全なものにしてくれる さまざまな力があります。森林・環境税を活用し、森林や川をきちんと管理することでその働きは、より大きなものになります。

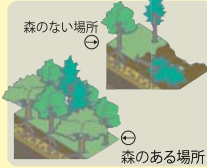
ヤマリン

森林や川の公益的機能

豊かな水を育み、
洪水を和らげます



災害(土砂崩れ)を
防ぎます



地球温暖化を
防ぎます



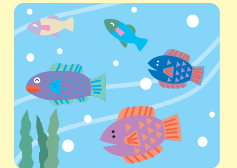
安らぎ、潤いを与える
生活空間です



多様な生物を
育みます



土の中に蓄えられた
栄養分を海に運びます



森林・環境税のしくみ

納める方は?

- 個人… ●(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。
- 法人… ●県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は?

- 個人… 年額 1,000円
- 法人… 年額 2,000円 ~ 80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)

課税の方法は?

県民税(均等割)に上記の額を上乗せします

納める方法は?

- 個人… 個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込みます
- 法人… 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します

いつまで続くの?

- 個人… 平成24年度から平成28年度までの5年間
- 法人… 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度分

税の管理は?

税金の使いみちを明確にするため、既存の収税と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。
※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は?

第三者機関が各施策の取り組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果については、県民の皆様にご公表します。

お問い合わせ先

税のしくみについて

総務部税務課
TEL 058-272-1153 FAX 058-271-3711
E-mail : c11110@pref.gifu.lg.jp

税の使いみちについて(森林について)

林政部林政課
TEL 058-272-8470 FAX 058-278-2702
E-mail : c11511@pref.gifu.lg.jp

税の使いみちについて(環境について)

環境生活部環境生活政策課
TEL 058-272-8202 FAX 058-278-2605
E-mail : c11260@pref.gifu.lg.jp